

- このような状況にあつて、社会保障費用の財源として、社会保険料のような労働に係るコスト¹をこれ以上引き上げるとは雇用に悪影響を与えるため困難であり、また国際競争力の維持の観点からは所得税や法人税に負担を求めることも困難であった。このため、税制面では、社会保険料の上昇を抑制するために、98年には付加価値税の1%引上げ、99年には環境関連税制の拡充により負担を求め、社会保障費用に充てることとされた。
- 2001年の年金改革では、ドイツの公的年金制度は社会保険方式であり税財源による補助では根本的な財源不足の解決にはならないとの認識の下、持続的な公的年金制度を維持するために給付を引き下げる方向へ政策を明確に転換し、2004年に導入された持続可能性要素（人口変動要素の反映）等によって給付の調整を行いつつ、今後公的年金の給付水準を引き下げていくこととされた。
- 今後給付水準が下がる部分については、リースター年金等の私的年金にインセンティブを与え、自助努力を奨励することにより補完することを目指しているとの説明があった。公的年金への課税については、拠出時非課税、給付時課税とすることにより、高齢者からも負担を求める制度へと改革を進めることとなった。